

防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、規模拡大に取り組む認定農業者を支援し、認定農業者への農地集積を急速に加速させることを目的として、防府市農地集積加速化支援事業（以下「事業」という。）に係る奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、前条の事業に要する経費について、農地集積加速化支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(奨励金の交付要件)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び交付要件は、次のとおりとする。

(1) 交付対象者

認定農業者及び認定新規就農者

(2) 交付要件

奨励金は、交付対象者が経営規模拡大のために、当該年度の前年度において農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））により新たに10年以上の賃借権又は使用貸借による権利の設定により借り入れた農地又は購入した農地で、営農の類型により別表に掲げる増加要件を満たすものを対象とする。

ただし、上記にかかわらず次のいずれかに該当する場合には、奨励金を交付しないものとする。

ア 主として家畜の放牧の目的に供される場合

イ 三親等以内の者同士による経営継承、貸借契約又は売買契約の場合

ウ 国・県等の農地集積・集約事業の補助対象となる場合

エ 農地基盤整備事業に伴う場合

オ その他本事業の趣旨に照らし、実質的な経営規模拡大と認められない場合

(奨励金の交付額等)

第4条 奨励金の交付額は、交付対象者別に対象となる農地の面積の合計（10㎡未満切り捨て）に別表に掲げる交付単価を乗じた金額とする。

2 前項の交付対象者別の交付金額の合計が予算額を超過する場合は、予算の範囲内に収まるよう交付単価を減額するものとする。この場合、次の単価調整係数（小数第3位未満切り捨て）を用いて、一律に交付単価を減額（円未満切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \text{予算額} / \text{交付対象者別の交付金額の合計額}$$

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者が奨励金の交付を受けようとするときは、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し防府市農地集積加速化支援事業奨励金取消通知書（第4号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(1) 全額返還

ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合

イ 貸借契約又は所有権移転の日から3年未満の間に、契約の解除又は所有権を移転した場合

(2) 半額返還

ア 貸借契約又は所有権移転の日から3年以上6年未満の間に、契約の解除又は所有権を移転した場合

(奨励金の返還免除)

第9条 市長は、奨励金の返還請求対象者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、奨励金の返還を免除する。

(1) 公共事業、災害その他自己の責によらない理由により耕作が不可能となった場合

(2) 死亡、疾病その他自己の責によらない理由により契約の解除又は所有権を移転した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

営農類型	交付単価	増加要件	事業実施主体
果樹	25,000 円/5a	5a 以上増加	1 認定農業者 2 認定新規就農者
施設 (野菜・花き)	10,000 円/a	1a 以上増加	
上記以外	25,000 円/10a	50a 以上増加	

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付申請書

防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱第5条の規定により、奨励金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ	
氏名	
住所	
連絡先	

2 対象農地

大字 地番	面積 (㎡)	奨励金交付額 (円)
合計		

3 奨励金の交付申請に関する誓約事項

- (1) 奨励金に関する報告及び調査について防府市から求められた場合、それに応じます。
- (2) 虚偽の申請等が明らかとなった場合、奨励金の全額を返還します。
- (3) 貸借契約又は所有権移転の日から3年未満の間に、契約の解除又は所有権を移転した場合、奨励金の全額を返還します。
- (4) 貸借契約又は所有権移転の日から3年以上6年未満の間に、契約の解除又は所有権を移転した場合、奨励金の半額を返還します。

上記のとおり、誓約します。

申請者氏名（自署） _____

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）

（氏 名） 様

防府市長



防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市農地集積加速化支援事業
奨励金について、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱第6条の規定
に基づき、別紙のとおり奨励金の交付を決定したので通知します。

指令第 号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日付けで申請のありました防府市農地集積加速化支援事業奨励金については、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の額のとおり交付します。

年 月 日

防府市長



記

交付決定額

円

第3号様式（第7条様式）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

防府市農地集積加速化支援事業奨励金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市農地集積加速化支援事業奨励金について、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

請求額 円

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合											
	支店・店・支所・出張所											
口座番号・種別	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>											1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義	(フリガナ)											

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

(住 所)

(氏 名) 様

防府市長



防府市農地集積加速化支援事業奨励金取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した防府市農地集積加速化支援事業奨励金について、下記のとおり取り消しを決定したので、防府市農地集積加速化支援事業奨励金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
取 消 理 由	
交 付 済 の 支 援 金 額	円
交 付 済 支 援 金 返 還 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
支 援 金 返 還 額	円
返 還 期 日	年 月 日